

オリンパスのコーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。この基本思想のもと、財務報告の適正性と信頼性ならびに業務の有効性と効率性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。

また、当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ、積極的に取り組んでおり、2015年

3月に制定（2018年6月に改定）されたコーポレートガバナンス・コードについても、その趣旨に賛同し、基本的にコードの原則を遵守・実施しています。これらの取り組みを通じて、株主に対する受託者責任、および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任ならびに先述の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現を図っていきます。



コーポレートガバナンスポリシー：

<https://www.olympus.co.jp/company/governance/policy.html>

企業統治の体制

企業統治に関する基本方針

当社では、取締役の半数以上を独立社外取締役とすることで取締役会の監督機能を高めるとともに、取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めることで業務執行と監督が明確に分離された体制を構築しています。また、任意の指名委員会および報酬委員会を設置し、いずれも過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務めています。

取締役会の構成においては、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮するとともに、自らの義務と責任を全うするために取締役会に対して十分な時間を確保するよう定めています。

体制の概要

取締役会は11名の取締役で構成し、過半数の6名が社外取締役です。取締役の任期は1年としています。当社は取締役会を原則として毎月1回開催することにより、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を実施することとしています。取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めます。社外取締役6名には、取締役会において独立的な立場から意思決定や監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を当社の経営に活かすことを期待しています。なお、取締役会からは、経営執行会議もしくは社長の段階で決定した事項についても報告を要請しており、情報伝達およびモニタリング面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離するとともに、あわせて社長等の在任期間、取締役・執行役員の上限年齢を設定することにより、役員の大長期在任による不正を

防止する体制を整備しました。なお、当社の取締役の定数は15名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

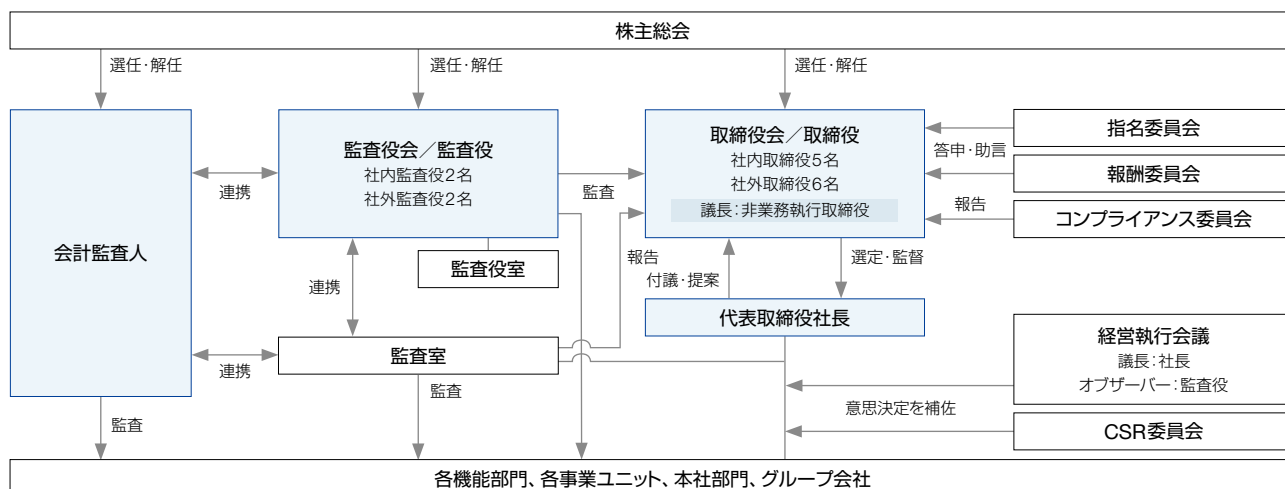
任意の委員会の設置

当社は監査役会設置会社の組織形態を採りつつ、任意の委員会として指名委員会および報酬委員会を設置することで指名委員会等設置会社型のガバナンス体制も取り入れる等、積極的に統治機能の充実を図っています。また、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

ガバナンス体制一覧（2018年6月26日現在）

形態	監査役会設置会社
執行役員制度の採用	有
取締役の人数	11名
うち、社外取締役の人数	6名
取締役の任期	1年
監査役の数	4名
うち、社外監査役の人数	2名
独立役員の数	8名
報酬決定における社外取締役の関与	有
取締役会の当期開催回数	26回
業績連動報酬制度	有

コーポレート・ガバナンス体制図



各会議体および委員会の概要

名称	議長／委員長	概要	回数 (2018年3月期)
取締役会	非業務執行取締役	経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を行う（原則 月1回開催）	26
監査役会	常勤監査役	取締役の職務執行および当社の経営管理体制を監視・監督するほか、年度監査計画、四半期ごとの決算に関する事項および期末監査報告等について会計監査人と意見交換を実施する（原則 月1回開催）	30
経営執行会議	社長	社長および各機能部門等の長、ならびにオブザーバーとして監査役等が参加し、重要事項についての審議を通じて、社長による意思決定を補佐する（原則 月3回開催）	46
指名委員会	社外取締役	取締役および監査役の選任や人事事項の審議を行う。取締役会が取締役の中から指名した3名以上の委員で構成	9
報酬委員会	社外取締役	取締役の報酬に係る事項等を審議する。取締役会が取締役の中から指名した3名以上の委員で構成	8
コンプライアンス委員会	社外取締役	当社グループの法令遵守および内部統制管理体制に関する重要事項、コンプライアンスに関し取締役会から諮問を受けた事項について検討を行い、その結果を取締役会に報告する	4
CSR委員会	担当役員	CSRに関する計画や施策内容および取り組み状況のチェックと報告、その他委員長が必要と認めた議題について審議を行い、結果をCSR責任者ならびに経営執行会議に報告する（原則 年2回開催）	2

各委員会の構成

氏名	役位	指名委員会 (5名)	報酬委員会*1 (5名)	コンプライアンス委員会*2 (5名)
笹 宏行	代表取締役社長	○	○	
平田 貴一	社内取締役	○	○	
藤田 純孝	社外取締役（取締役会議長）		○（委員長）	
片山 隆之	社外取締役		○	
神永 晋	社外取締役		○	○（委員長）
木川 理二郎	社外取締役	○（委員長）		
岩村 哲夫	社外取締役	○		○
榎田 恭正	社外取締役	○		

*1 第1回開催の報酬委員会にて委員長を互選。

*2 コンプライアンス委員会は、上記2名に加え、チーフコンプライアンスオフィサーおよび外部委員等によって構成されています。

社外取締役および社外監査役

当社は、取締役11名のうち過半数の6名を社外取締役とすることで、客観的な視点と豊富な経験や知識を経営に反映し、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。さらに監査役4名のうち2名を社外監査役とし、経営監視の客観性と公正性を高めています。社外取締役および社外監査役は、取締役会において監査室による内部監査に関する報告を受けるほか、社外監査役は

監査役会において監査室および会計監査人それぞれから報告等を受けることに加え、監査室および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図っています。なお、全社外取締役6名および全社外監査役2名の合計8名を独立役員として指定しています。

社外取締役	選任の理由	取締役会出席状況(26回開催)
藤田 純孝*	伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	26回／26回
片山 隆之*	帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	23回／26回
神永 晋*	住友精密工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	26回／26回
木川 理二郎*	日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	26回／26回
岩村 哲夫*	本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	20回／20回
梶田 恭正*	アステラス製薬株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映するため	2019年3月期より現職

社外監査役	選任の理由	取締役会および監査役会の出席状況	
		取締役会 (26回開催)	監査役会 (30回開催)
名取 勝也*	サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ピー・エム株式会社での経営者および弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営の監査に反映するため	23回／26回	27回／30回
岩崎 淳*	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営の監査に反映するため	24回／26回	29回／30回

*は独立役員です。

取締役および監査役の選任プロセス

取締役については、取締役候補者を指名委員会が選任基準に照らして審議、面接して、取締役会に意見の陳述および助言を行っています。それを取締役会で決定し、株主総会の決議により選任します。

監査役については、監査役会の意見を聴取した上で指名委員会が監査役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、監査

役会の同意を得た後、取締役会に意見の陳述および助言を行っています。それを取締役会で決定し、株主総会の決議により選任します。

社長の後継者の育成とその決定

社長は自らの後継者の育成を最も重要な責務の一つであると認識し、執行役員を後継者候補として育成します。指名委員会はその育成のプロセスを把握して、必要な助言を行います。後

継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長にふさわしい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定します。

独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。なお、取締役会での判断にあたっては、過半数を社外取締役で構成する指名委員会が予め社外役員の独立性を審査し

た上で、取締役会に対し意見の陳述および助言を行うこととしています。



コーポレートガバナンス報告書：

<https://www.olympus.co.jp/company/governance/policy.html>

監査役と監査役会の機能強化

当社は、監査役制度を採用しており、4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、経営への監視機能の強化を図っています。また、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しています。監査役会は取締役会と同じく原則として毎月1回開催することとしています。

監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員との定期的な意見交換を実施し、特に代表取締役とは原則

年4回の意見交換を実施することとしています。さらに、会計監査人より、年度監査計画、四半期ごとの決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施することとしています。

また、監査役は意思決定に係る重要事項について、取締役会において必要に応じ意見を述べており、当社の経営管理体制を監視しています。特に社外監査役はそれぞれの専門的見地から意見を述べており、経営監視機能の強化に努めています。

政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証の上、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有します。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については順次縮減します。また、政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当

該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断することとしています。

政策保有株式の状況

(3月期末)	2016	2017	2018
銘柄(数)	64	57	48
金額(億円)	680	279	269

コーポレート・ガバナンス強化への取り組み(変遷)

取締役会の構成	内部統制／コンプライアンス	役員報酬
新体制発足以前 ・取締役：15名(うち社外取締役3名)		
2012/4 新体制発足 ・取締役：11名(うち社外取締役6名)	2012/4 ~ ・チーフコンプライアンスオフィサーの任命 ・社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置 ・内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を拡充(社外)	2013/6 ・株式報酬型ストックオプション制度導入
2013/6 ・取締役：13名(うち社外取締役8名)		
2015/6 ・取締役：10名(うち社外取締役5名)		
2016/6 ~現在 ・取締役：11名(うち社外取締役6名)	2016/4 ~ ・内部統制統括部の設置	2017/6 ・譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬制度導入

実効性のあるコーポレート・ガバナンスの実現への取り組み

当社は2012年の新経営体制発足以降、コーポレート・ガバナンス体制およびその実効性の強化を最重要の経営課題として取り組みを進めています。

取締役会評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業価値向上に資することを目的として、取締役会で取締役会全体の実効性に関する分析および評価を第三者の視点も含めて実施し、その結果の概要を公表しています。2015年から毎年実施し、今回で4度目となります。



取締役会の実効性評価：

<https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html>

評価の方法

取締役会および各委員会（指名委員会・報酬委員会・コンプライアンス委員会）の実効性や投資家および株主との関係等に関する質問票をすべての取締役（11名）および監査役（4名）に配布し、回答を得ました。その回答内容、および外部コンサルタントの意見を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

評価項目および課題とその改善状況

評価項目（質問票の大項目）	
1. 取締役会の機能の発揮について 2. 取締役会の構成および運営状況について 3. 重要な委員会について	4. 社外取締役に対する支援体制について 5. 監査役の役割に対する期待について 6. 投資家・株主との関係について
2017年3月期の課題 (1) グローバルマネジメントのあり方（取締役会のあり方）等に関する議論の活性化 (2) 委員会（指名委員会と報酬委員会）に、より広い意見を取り入れる方法の検討	2018年3月期での改善状況 (1) 取締役会メンバーで議論を行った。改善は進んではいるものの、今後、継続して議論すべき課題として、グローバル経営体制のあり方が引き続き挙げられている。 (2) 2017年9月、取締役会メンバーで議論を行い、それを受けて同年10月より指名委員会、報酬委員会ともに社外1名、社内1名の計2名を増員し、5名体制とした。

2018年3月期の課題

グローバル経営体制のあり方

左記を課題として抽出し、引き続き議論を進めていくこととしました。当社取締役会は、過去の改善の取り組みを継続するとともに、これらの課題についてその対応策を立案・実施することで、取締役会の実効性をさらに高めていきます。

取締役会評価の課題への対応状況

取締役会の運営	投資家・株主との関係	社内における多様性の推進
2016/6～ ・中長期的な重要課題についての議論充実 2017/6～ ・取締役会上程議案を見直し、一部付議事項を執行へ権限移譲 ・提案・報告資料を改善 ・事前回覧の徹底と事前説明の充実により、審議時間を確保	2016/6～ ・資本市場の当社への評価に関して、取締役会へ定期的にフィードバックする体制を整備	2017/6～ ・執行役員に米州および欧州子会社の外国人トップの登用を決定し、グローバルな経営執行体制を強化

役員報酬

役員報酬については、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針としています。

2018年3月期役員報酬

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役除く)	430	255	146	29	—	5
監査役(社外監査役除く)	56	56	—	—	—	3
社外役員	110	110	—	—	—	9

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

2017年6月より新たに株式報酬制度を導入しています。取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、月例報酬、短期インセンティブ制度として賞与、長期インセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬により構成されています。月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当該期の連結営業利益額(その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く)に基づき総支給額が決定される仕組みをとっています。また、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬および予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該取締役の月例報酬、賞与とは別枠の報酬とし

て当社の普通株式を交付する仕組みです。当社第149期定時株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬を合わせた報酬上限は年額5億円および15万株であり、このうち82%部分が業績連動型株式報酬に係るものとなります。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の支給対象としていません。また、監査役の報酬等は、監査役の協議により定めた月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬は支給対象としていません。

取締役(社外取締役を除く)の種類別報酬割合*

報酬の種類		比率	
固定報酬	月例報酬		50%
	短期インセンティブ 賞与		25%
変動報酬	長期インセンティブ 譲渡制限付株式報酬	6%	25% 50%
	業績連動型株式報酬	19%	
合計			100%

* 変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合

具体的には、下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

短期インセンティブ制度：取締役賞与の算定方法

- 総支給額 = (2019年3月期連結営業利益(その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く) - 300億円) × 0.22474% × (対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 663) (1万円未満四捨五入)
- 個別支給額 = 総支給額 ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 × 役位ポイント(1万円未満四捨五入)

長期インセンティブ制度：業績連動型株式報酬の算定方法

3事業年度を対象期間とし予め定めた業績指標の対象期間終了時における目標達成度に応じて、0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を交付します。

- 総支給額 = {(3事業年度当期利益合計額 - 1,459億円) × 0.047682% + (3事業年度平均売上高成長率 - 3.2%) × 932,343,750円} × (対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 663)
- 総支給株数
上記①に基づき計算された総支給額を当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値)で除した数です。
- 個別支給株数 = 総支給株数 ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 × 役位ポイント

役位ごとのポイント

取締役会長	取締役 社長執行役員	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 執行役員
165	210	147	108	90	76

内部統制

当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています。

■ CSR委員会

社長をCSR責任者とし、担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的に開催します。

■ 監査室

社長直轄の監査室を設置し、監査室は内部監査規程に基づき、業務全般に関し法令、定款および規程類の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。

当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
- 2 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- 3 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパス

グループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする経営執行会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき毎月報告を受けます。
- 2 取締役会は、社長およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。
- 3 取締役会は、決裁規程や組織規程等の規程類により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。
- 4 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施しています。

グローバルでの規程体系整備

グローバルガバナンスおよびマネジメントの観点で、経営品質を持続的に向上していくための規程管理のプラットフォームを構築しています。



情報開示に関する考え方

当社は、法令に基づく適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性の確保と、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、ホームページや統合レポート、株主通信、任意での適時開示等、さまざまな形で主体的な情報発信を行っています。その際、取締役会はすべての情報開示において利用者にとって分かりやすく、価値の高い記載となることを心がけており、また当社の外国人株主比率の高さに配慮して情報開示の大半を英語化する等の対応を実施しています。

株主・ステークホルダーとの対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社長や財務担当役員が中心となって積極的に株主との建設的な対話を実施するとともに、IR部門がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバックを行う体制を整備しています。

また、株主の権利を確保するために、招集通知の早期発送や情報の充実、英訳版も含めたホームページへの掲載等、外国人株主を含めたすべての株主に対して平等に情報を提供し、権利行使のための十分な情報と検討期間が確保できるよう配慮しています。

IR活動状況

2018年3月期におけるIR活動状況は以下の通りです。

活動	回数	内容
機関投資家・アナリスト向け説明会	4回	決算実績、業績見通しを中心に四半期ごとの決算説明会、電話会議を開催
Investor Day	1回	各事業の成長戦略の説明および製品展示を実施
施設見学会・勉強会	1回	工場・トレーニングセンター等における見学会・勉強会を実施
海外機関投資家向け説明会	4回	四半期ごとの決算発表日当日に海外の機関投資家と電話会議によるミーティングを実施
海外ロードショー	6回	社長およびCFOが海外の機関投資家を直接訪問し、ミーティングを実施
各証券会社主催のカンファレンス（海外含む）	5回	国内外で開催される証券会社主催のカンファレンスに参加し、ミーティングを実施
個人投資家向け説明会・IRイベント	4回	証券会社支店やオンライン等において個人投資家向け説明会を開催
機関投資家・アナリストとの個別ミーティング	約400回	社長、CFOおよびIR部門で対応したミーティング件数（海外ロードショー、カンファレンスでの実施件数含む）

外部評価

日経アンリアルレポートアワード

- 2014／2015／2016／2017：「優秀賞」



ESGインデックスへの採用状況（2018年7月現在）

- FTSE4Good Index Series
- FTSE Blossom Japan Index
- MS-SRI（モーニングスター社会的責任投資株価指数）



CDP

- 持続可能な経済を実現させる活動を行う国際NGOのCDPにより「気候変動A-」企業として認定されました



コンプライアンス

コンプライアンスの推進

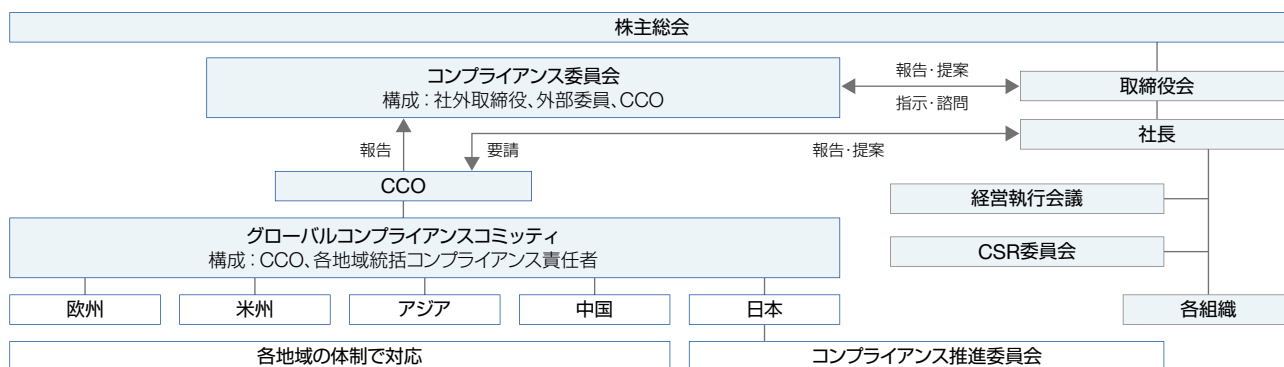
オリンパスグループは、いかなる場面においても、コンプライアンス上の懸念を看過しない組織を整えたとともに、その状況を把握し、さらなる強化に努めています。また、医療事業という人命に関わる製品を提供する企業の責務として、常に高いレベルでの製品安全、品質およびサービス等を保持し、世界各国の法規制を遵守すべく当社独自の規程の整備を行い、周知徹底や教育を実施しています。

コンプライアンス推進体制

オリンパスは、コンプライアンスに関わる責任を明確にすべく、

グローバルの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命しています。取締役会の諮問機関として、社外取締役、外部委員およびCCOで構成されたコンプライアンス委員会を設置し、また、グローバルでコンプライアンスに関わる方針や施策の展開、統括地域の状況や課題の把握、必要な正措置の実施を目的に、各地域統括のコンプライアンス責任者で構成されたグローバルコンプライアンスコミッティを組織しています。これらを原則四半期ごとに開催し、連携することで、コンプライアンスの強化に努めています。

コンプライアンス推進体制図（2018年8月末現在）



CCO メッセージ



チーフコンプライアンスオフィサー
Caroline West
キャロライン ウェスト

当期は、16CSPの目標に向け着実な進展がありました。コラボレーションとコミュニケーションを重点項目として掲げ、その取り組みの一環として、地域間で情報やベストプラクティスを共有するためのコラボレーションツール「Compliance Square（コンプライアンススクエア）」の運用を開始しました。各地域別では、とりわけ中国におけるコンプライアンスプログラムの強化を重点項目として、従業員の研修とエンゲージメント向上を柱に取り組みを強化しました。日本のコンプライアンス部門では、リスクの

把握とその低減への対応を目的としたリスクアセスメントプロセスを進めました。EMEA地域では、コンプライアンスのモニタリングプランの策定と新たなEU一般データ保護規則（GDPR）への対応に注力しました。アジア地域では、戦略的なスタッフの配属によるコンプライアンスプログラムの推進・研修の強化を実施し、各国の特性に合わせたプログラムの策定に取り組みました。米国では、事業部門と協力して販売代理店の監督・管理のさらなる強化に努めています。

コンプライアンス部門は、ステークホルダーからの信頼性向上のためにグローバルで「コバリュール」に沿って今後も取り組みを強化していきます。そして、効率性及び即応性を失うことなく、常に「正しいことを正しい方法で」行い、社会に対する真の誠実さを追求し続けます。

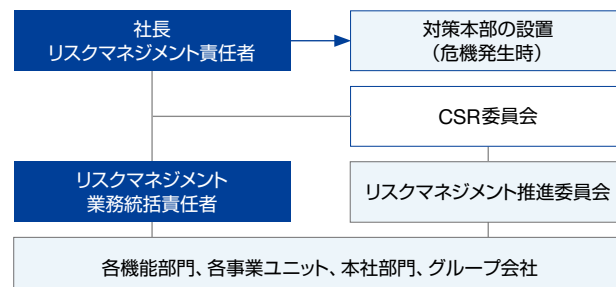
リスクマネジメント

リスクマネジメントの推進

オリンパスグループでは、「リスクマネジメントおよび危機対応方針・規程」に基づき、グローバルなリスクマネジメント体制を構築し、事業リスクの低減に取り組んでいます。

リスクマネジメント

オリンパスグループでは、戦略に基づく年度単位の活動テーマに対して、リスクを同一基準で評価し、重点施策を効率的、有効的に策定しています。また、グループレベルのテーマとして策定された重点施策は可視化され、定期的に進捗がモニタリングされるシステムが構築されています。さらに、各地域ごとの活動テーマにおいても、同一のリスクマネジメントプロセスが実行されるようにプロセスの標準化活動も開始しました。この取り組みを実施することにより、同一基準で共有化されたリスク評価情報やインシデント情報に基づき、適切にグループ全体でリスクをコントロールする活動の精度向上につなげていきます。



危機管理

危機管理については、インパクトの大きい「大規模地震」や「サイバー攻撃」等を想定した対応プロセスの整備、教育、訓練等を継続的に実施しています。

「大規模地震」の対策については、日本においては全従業員向けのe-ラーニング教育のほか、有事の際に初期対応がスムーズにできるよう、経営者と現場が一体となった緊急対応訓練を実施しました。また、各事業における復旧プロセスの整備（事業BCP）についても、全事業領域において、強化を進めています。

事業展開上の主なリスク

認識するリスクと影響	リスクの概要
収益確保に影響を及ぼすリスク	■販売活動に係るリスク ・医療事業：予測できない変化や許認可が適時に取得できない ・科学事業：各国国家予算の縮小、研究に対するシステム供給の減少 ・映像事業：予想を超える急激な市場縮小 ■生産・開発活動に係るリスク ・為替変動、製品不具合、新製品開発、知的財産権 ■その他、包括的なリスク
生産活動、生産および供給能力に影響を及ぼすリスク	■生産・開発活動に係るリスク ・海外生産：為替変動、国情不安定化、治安悪化 ・調達：供給元に依存している製品・部品の調達制約
事業活動、業績、財政状態に影響を及ぼすリスク	■業務提携および企業買収等に係るリスク ■情報の流出に係るリスク ■過去の損失計上先送りに係るリスク ■内部統制に係るリスク ■米国における十二指腸内視鏡に係るリスク
資金調達に影響を及ぼすリスク	■資金調達に係るリスク
販売や営業習慣が制限されるリスク	■法的規制に係るリスク ・ヘルスケア事業に関連する法解釈や適用指針の変更
事業、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況および株価に影響を及ぼすリスク	■法的規制に係るリスク ・公的医療保険や政府による医療費補助の制限 ・米国反キックバック法、米国虚偽請求取締法およびFCPAの違反による、当該違反に対する制裁 ・留保中の過去事案への訴追



事業等のリスク：

<https://www.olympus.co.jp/ir/policy/risk.html>

CSRマネジメント

CSRに関する基本的な考え方

オリンパスグループのCSR活動は、社会からの要請・期待に応え、その義務・責任を果たすことです。

お客さまやお取引先さま、株主・投資家の皆さま、従業員やそのご家族、さらには地域社会*や国際社会*といったステークホルダー（企業活動を行う上で関わる人や組織）との対話を通じ、責任を果たすことによって初めて、オリンパスという企業の存続が認められ、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」に貢献できると考えています。

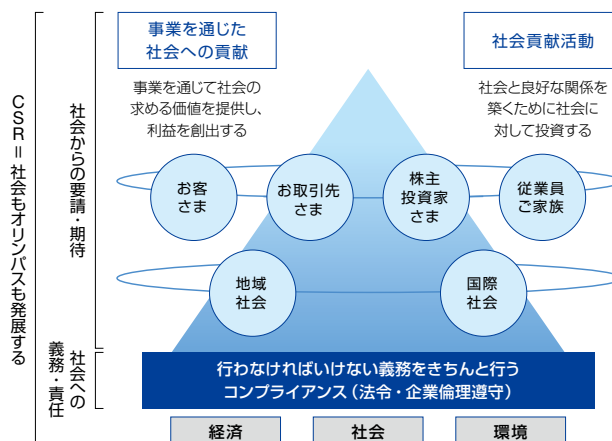
* 地域社会、国際社会には市民の皆さま、NGO／NPOの皆さま、政府・行政機関・国際機関等を含みます。



CSR活動：

<https://www.olympus.co.jp/csr/>

CSR概念図

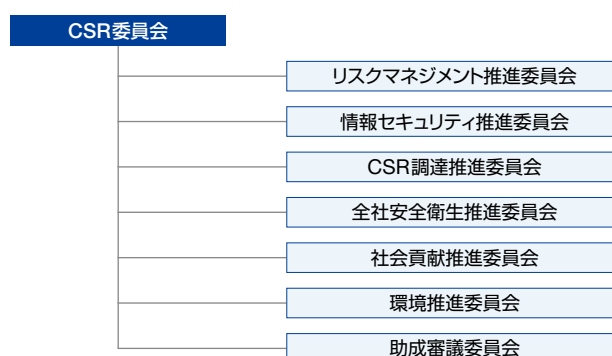


CSR推進体制

オリンパスは、CSRを強化するために、2011年3月期から「CSR委員会」を設置するとともに、その傘下にCSRに関わる個別活動の計画・推進を担う複数の推進委員会を設けています。CSR委員会は、CSR本部長が委員長を務め、各機能部門の担当者が委員として参加しています。

オリンパスでは、同委員会がCSR責任者である社長の意思決定を補佐し、決定事項の管理・推進を通じて、グループにおけるCSRの浸透と定着を図っています。

CSR委員会と各推進委員会



調達活動（サプライチェーン）

オリンパスグループでは、「医療事業」「科学事業」「映像事業」の3事業における事業継続と持続可能な価値創造を見据えて、サプライチェーンマネジメント(SCM)の強化を図っています。

オリンパスは、2005年に「オリンパスグループ調達方針」を定め、Webサイトや研修を通じて調達における基本姿勢を社内外に示すとともに、法令・社会規範遵守の強化に取り組んでいます。

また、サプライヤーさまに対して、人権尊重や反社会的勢力排除等の法令・社会規範の遵守、汚職・賄賂等の禁止、公平・公正な取引の推進、環境への配慮等を盛り込んだ「サプライヤーさまへのお願い」を定めています。この2つの指針を調達活動の両輪として、サプライヤーさまとの公平・公正かつ透明な取引に基づく良好な関係の構築と関係強化に取り組んでいます。

制度および仕組み

経営戦略や調達方針の共有	毎年1回、「調達方針説明会」を開催し、オリンパスグループの経営戦略や調達方針を共有。2018年3月期は520社、855名にご参加いただき、コンプライアンス事項について説明
企業調査	継続的に取引のある国内外の主要なサプライヤーさまを対象に、毎年1回、Webシステムを活用して企業調査を実施。2018年3月期は、海外のサプライヤーさまを含む約1,000社を対象に実施し、約95%が回答

品質および安全性

オリンパスは、経営理念およびオリンパスグループ企業行動憲章に基づき、オリンパスグループクオリティ・ポリシーを制定しています。2017年10月に改定を行い、「品質最優先の行動基準」を明確にしました。当社グループの品質活動の基本的な方向を明示し、社会にとって有用で安全かつ高品質な製品やサービスを提供することを目的としています。

2019年3月期は、社員一人ひとりの品質に対するマインドの醸成、業務の質向上による製品の安全性・品質の確保、製品法規制遵守プロセスの強化を進めています。

オリンパスグループクオリティ・ポリシー

オリンパスグループは、お客さまが求める真の価値を探索し、品質を最優先して行動し、安全で社会に有用な製品及びサービスを提供し続けます。このために、オリンパスグループは、規制要求を満たす品質マネジメントシステムの有効性を継続的に維持し、改善していきます。

品質最優先の行動基準

1. 顧客の視点に立つ

常に、顧客・患者の視点に立ち、安全・ニーズにこだわり、誠実に行動する。

2. 法規制・社会規範の確実な遵守

関連する全ての法規制、社会規範を正確に理解し、確実に遵守し、顧客・患者への安全・安心提供の基礎とする。

3. 質のあくなき追求

現状に満足せず、全ての業務プロセスの質向上を追求し続け、製品・サービスの安全性及び品質の向上に結びつける。

4. 情報の適切な開示

顧客・患者に有用で正確な情報を適切に開示し、安全・安心提供を確実なものとする。

個人情報保護

オリンパスは、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの個人情報を適切に保護し、適正な取り扱いを行うために、「オリンパスグループ行動規範」において「情報の保護」に関する方針を明記しています。

主な取り組みとして、国内では個人情報データベースを作成する場合には、事前に各部署の管理者の承認を得るシステムを取り入れているほか、個人情報管理台帳を活用し、その精度の向上を図っています。また、個人情報の管理実態を把握するため、

定期的に台帳を点検しています。お客さまからご提供いただいた個人情報の開示、訂正または削除等の請求については、所定の窓口にて受け付けています。海外においては、EU一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）が2018年5月に施行されたことに伴い、欧州、米州、アジア・オセアニアの各地域統括会社とともに推進体制を構築し、個人データ保護対策を強化しています。

医療事業における情報開示

倫理委員会

内視鏡をはじめ医療機器を開発・生産するオリンパスは、2017年5月に改正された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に対応するため、医学系研究の実施にあたっては「倫理委員会」を開催し、倫理、科学、信頼性、利益相反等の観点からその妥当性を審査しています。倫理委員会を構成する委員を研究に直接関与しない社内外の有識者とする事で、同委員会の独立性を確保しています。審査の対象は、当社および国内グループ会社が実施する、倫理指針が適用されるすべての医学系研究で、倫理委員会の規約、名簿、議事録要旨を国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「研究倫理審査委員会報告システム」にて公開しています。

透明性ガイドライン

近年の医療技術の発展により、医療機器は多くの患者さんの診断や治療に使用され、国民の健康、福祉に大きく貢献する存在となっています。一方で、新しい技術開発や製品の市場導入、市販後の適正使用等に向けた取り組みには、医療機関、医療関係者等との連携が不可欠です。発生した費用の支払いについては、関連法規、オリンパスグループの企業行動憲章や規程類、医療機器業会団体の規約等を遵守することはもとより、その透明性を高める対応も欠かせません。

オリンパスは、「オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針」を定め、この指針に基づいて、医療機関や医療関係者等への支払費用の情報を公開することで、透明性の確保と向上に努めています。



倫理委員会：

<https://www.olympus.co.jp/csr/effort/ethic/>



透明性ガイドライン：

<https://www.olympus.co.jp/csr/effort/transparency/>

環境マネジメント

環境に関する基本的な考え方

オリンパスでは、製品ライフサイクル全体における環境負荷低減を重要課題と位置づけており、事業活動のあらゆる場面において環境と経済を両立した活動に積極的に取り組んでいます。

オリンパスグループ環境方針

オリンパスグループは、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。当社はこの基本思想のもと、人々の安全・健康とそれを支える自然のいとなみを尊重し、製品・サービス、あらゆる事業活動において環境との調和と、経済を両立した取り組みを通じて、持続的発展が可能な社会と健全な環境の実現に貢献します。

1. 全員参加：従業員一人ひとりが環境活動に対する理解を深め、地域特性を考慮した環境活動に全員参加で取り組みます。
2. 環境経営の推進：グローバルでの体制と仕組みを維持し、環境活動を継続的に改善します。
3. 法規制・社会規範の遵守：環境に関する法令、ステークホルダーとの合意事項や自主基準を確実に遵守します。
4. 環境負荷の低減：汚染の予防、持続的な資源の利用、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保護といった環境課題の解決に向けて、製品・サービス、事業活動を通じて環境負荷を削減します。
5. 環境と調和した技術の開発：環境保全に資する技術を開発し、その成果をものづくりのプロセスや製品・サービスに活かしていきます。
6. 環境コミュニケーションの重視：環境活動の社内外への情報発信を積極的に進め、ステークホルダーとの相互理解に努めます。

環境マネジメントの推進体制

オリンパスでは、事業部門やグループ会社ごとに環境管理部門を設け、全社環境推進部門がグループ全体の環境経営を推進しています。環境活動の進捗は、取締役会および経営執行会議でレビューし、環境目標の達成に取り組んでいます。また、国内外の主要な生産拠点および物流・販売子会社ではISO14001の認証を取得し、監査等を通じて環境マネジメントシステムを

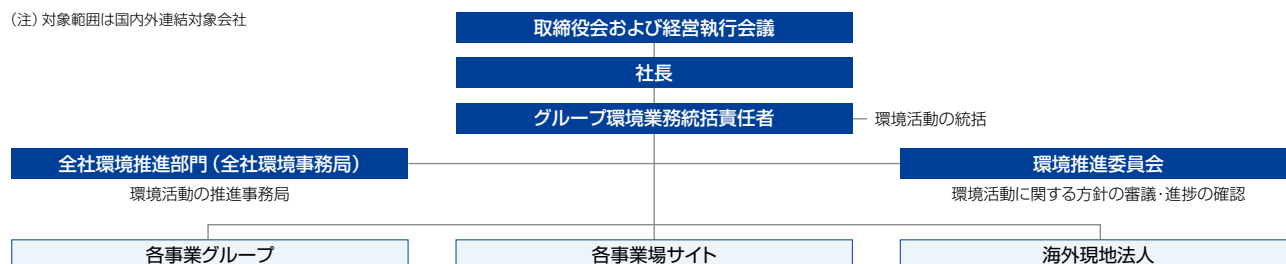
継続的に改善しています。2018年6月にはグループ内のすべてのISO14001認証取得事業場において、2015年に改定されたISO14001:2015の認証更新が完了しました。



環境経営の推進：

https://www.olympus.co.jp/csr/download/pdf/csr_db_2018_49_53.pdf

(注) 対象範囲は国内外連結対象会社



環境ガバナンスの強化

当社は、グローバル各拠点の環境取り組みやエネルギー使用量等の環境パフォーマンスデータを効率的に収集し、グループ全体で環境情報を共有する「環境情報管理システム」を導入し、環境ガバナンス体制を強化しています。

環境経営を推進する上で、各拠点での環境取り組みや法遵守状況を把握するとともに、エネルギー使用量、水使用量、廃棄物

排出量、化学物質排出・移動量および環境コスト等に関する膨大なデータを、迅速かつ正確に把握することが不可欠です。当社では「環境情報管理システム」を活用して、グローバル各拠点の環境活動実績をタイムリーに把握し、環境方針の達成状況や課題を抽出し、対策を実施することで環境リスク対策や環境パフォーマンス向上の取り組みを推進しています。

環境リスクマネジメント

製品に含有される化学物質や、生産拠点の排水、土壌・地下水汚染に関する法規制違反は、操業停止や原状回復費用の発生、企業評価の低下等、当社経営に影響を与える重要な環境リスクです。そのため、法規制対応のための規程類の整備・改訂、環境推進者への教育、現地運用のモニタリング・改善を実施し、環境リスクの低減に取り組んでいます。

また、地球温暖化の進行による異常気象の頻発、「パリ協定」の採択等、気候変動は事業活動に影響を与える重大な環境課題と認識しています。具体的には、炭素税・排出権取引や各国のCO₂削減規制の強化による事業コストの増加、台風や洪水等の自然災害の規模拡大によるサプライチェーンの断絶等が事業継続のリスクにつながると考えています。これらへの対策とし

て、エネルギー効率の改善を目標に掲げての活動、自然エネルギーの導入拡大、サプライヤーの多様化等の対策を実施しています。加えて、世界的に関心の高い水リスクについては、当社の事業活動に与える影響は小さいものの、排水規制の強化による事業コストの増加、水不足により操業に影響を受ける可能性はあります。そのため、水が豊富な場所への事業拠点の設置、事業活動における水使用量の削減を進めています。また、排水については、排水設備の管理者の設置ならびに定期的な排水測定等を実施しています。

一方、これらの環境リスクを事業機会としても捉え、環境に配慮した製品や環境課題の解決に貢献する製品の開発・販売にも積極的に取り組んでいます。

2018年3月期実績

	重点テーマ	目標	施策	実績
環境経営の推進	環境ガバナンス体制強化	グローバルでの環境ガバナンス強化	改正ISO14001への対応	- 国内事業場（8拠点）のISO14001：2015への移行認証完了 - 環境推進責任者および環境事務局の実務教育（24名） - 改正ISO対応監査員教育（130名）
	環境リスク低減活動	環境法規制対応プロセスの継続的改善	- 排水管理レベルの改善 - 非製造拠点の環境法遵守対応の点検	- グローバル製造拠点（30拠点）に対する公害防止プロセスの点検完了 - 国内非製造拠点（6拠点）に対する環境法規制対応の現地確認実施 - 製品および事業場の関連規程の維持
		HCFC類リスク対策計画の立案と実行	HCFC類使用機器の特定と代替計画化	グローバル各拠点でのHCFC類使用機器の調査および代替計画の策定完了
製品ライフサイクルにおける環境の取り組み	製品における取り組み	オリンパスエコプロダクツの創出	各製品特性に応じた環境配慮設計の実施	全事業分野にて新規エコプロダクツ創出（12件、累計584件）
	事業場における取り組み	エネルギー原単位：2021年3月期目標は7.73%以上改善（対2013年3月期） 水使用量原単位：2017年3月期比改善 廃棄物排出量原単位：2017年3月期比改善	製造改善活動の継続実施	- エネルギー原単位：6.6%改善 - 水使用量原単位：5.9%改善 - 廃棄物排出量原単位：0.0%（前期と同水準）
	環境貢献活動	「水の循環 ― 森・川・海の保護 ―」のテーマに沿った貢献活動の実施	- グローバル各拠点での貢献活動 「未来に残したい海」プロジェクト活動の実施	- グローバル各拠点にて、河川清掃や地域緑化活動等を実施 - サンゴ植え付け、ネイチャースクール（2回）の継続実施

環境省の環境情報開示基盤整備事業への参加

オリンパスは、ステークホルダーとのコミュニケーションを拡充するために、2014年から環境省の環境情報開示基盤整備事業に参加しています。近年、企業評価におけるESG（環境・社会・ガバナンス）の重要性が高まる中、環境省は、環境活動等に積極的に取り組む企業が投資家等から適切に評価され、適切に資金が流れる社会の構築を目指し、環境情報を中心としたESG情報の開示・共有・対話を行う「ESG対話プラットフォーム」を構築し、2013年から実証事業を実施しています。

オリンパスは本事業を通じて、投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションをさらに積み重ね、今後の事業活動に反映させていくことで、企業価値の向上につなげていきます。